

国際調査機関 X N	デンマーク特許機関 X N	附属書 D X N
国際調査手数料 (PCT規則16) ¹	デンマーク・クローネ (DKK) 13,210 ユーロ (EUR) 1,775 アイスランド・クローナ (ISK) 288,600 (268,000) ² ノルウェー・クローナ (NOK) 19,310 (17,880) ² スウェーデン・クローナ (SEK) 18,610 スイス・フラン (CHF) 1,915 米国・ドル (USD) 2,091	
追加の調査手数料 (PCT規則40.2) ³	DKK 13,210	
国際調査報告に列記された文献の写しのための手数料 (PCT規則44.3)	1書類につき DKK 50	
国際出願の一件書類中の文献の写しのための手数料 (PCT規則94.1の3)	1頁につき DKK 3.25	
調査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す 国際調査の開始前にPCT第14条(1), (3)又は(4)の規定により国際出願が取下げられた又は取下げられたものとみなされた場合：100%払戻し 当該調査機関が先の国際調査若しくは国際型調査から利益を得る場合：50%払戻し 優先権が主張されている先の出願において、デンマーク特許商標庁、アイスランド知的所有権庁 (ISIPO)、ノルウェー工業所有権庁又はスウェーデン知的所有権庁 (PRV) が調査報告を発行し、当該機関がその調査報告によって利益を得る場合：25%払戻し	
異議申立手数料 (PCT規則40.2(e))	DKK 8,000	
国際調査のために受理する言語	デンマーク語、英語、アイスランド語、ノルウェー語及びスウェーデン語	
国際調査機関は、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列リストを要求するか (PCT規則13の3.1)?	要求する	
機関が要求する電子媒体の種類	CD-ROM, CD-R, DVD-ROM又はDVD-R	
調査しないこととしている対象	PCT規則39.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、デンマーク、アイスランド及びノルウェーの特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	

[次頁に続く]

- この手数料は、受理官庁が認める通貨（複数の通貨があればそのうち1つ）で受理官庁に支払う（附属書C参照）。
- 括弧内の額は2021年6月1日から適用される。
- この手数料は、特別の事情がある場合にのみ国際調査機関に支払う。

X N

北欧特許機構 (続き)

X N

委任状の提出要件の放棄

国際調査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	している ⁴
別個の委任状が要求される特別の状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者を選任した時、又はその者が書類を提出した時
国際調査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	している ⁴
包括委任状の写しが要求される特別の状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者を選任した時、又はその者が書類を提出した時

4 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。